

企業会計基準委員会御中

企 発 第 211 号
平成19 年 2月 22 日社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会企業会計基準適用指針公開草案第22号「一定の特別目的会社の開示に関する適用指針(案)」に関するコメントについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

1月26日に貴会より公表されました公開草案につきまして、当会において検討いたしました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1.ベンチャーキャピタルに係る処理及び当指針の取扱い

本適用指針は「連結財務諸表における子会社及び関係会社の範囲に関する適用指針」として公表する予定であったものの、投資育成目的(所謂ベンチャーキャピタル)で利用する特別目的会社の取扱いについて更に慎重なる検討を進める必要があるため、今回は一定の特別目的会社の開示に関する事項として取りまとめをされるとのことだが、今回の公表から切り離された投資育成目的(ベンチャーキャピタル)で利用する特別目的会社の取扱いについても、開示、処理等の整合性の観点から、早急に整理・検討の上考え方を提示いただきたい。また、連結基準そのものの見直しを完了し周知することが最重要であると考えており、本指針についてはあくまで当面の取扱いであることを題目上も明確にしていきたい。

2. 当適用指針の適用時期

適用時期を平成19年4月1日以降開始する連結会計年度とされているが、周知徹底期間・実務対応準備期間の設定に加え、ベンチャーキャピタルの整理を含めた基準設定を検討することとの足並みをそろえる必要があると思われることから、適用時期について1年程度延期することも検討願いたい。

3.重複開示項目及びその取扱いに関して

第7項では「本適用指針による注記事項のうち、他に同様の開示が財務諸表において行われている場合には、その旨の記載をもって代えることができる。」とされているが、例えば、関連会社については持分法を適用しており、会社の概要等は既に注記していることや、関連当事者との取引で開示されている事項等(当期に行った主な取引の金額(資産の譲渡取引額など)

又は当該取引の期末残高（資金取引に係る債権債務や債務保証、担保などの額）、当期の主な損益計上額（譲渡損益、金融損益、投資からの分配損益、回収サービス業務による損益など）、開示対象特別目的会社の直近の財政状態（資産総額や負債総額など）については財務諸表注記と二重に記載することになり、却って投資家の判断を誤らせる面が出てくるのではと思われることから、今回注記を求めている事項で、省略する場合の例示もあわせて記載願いたい。

4.一般的な投資、営業活動に類する場合の開示に関する取扱い（「開示例」中の5.、6.などについて）

開示例中の5.において、開示を行なう会社は、信用枠及び流動性枠の供与及び事務代行を、また、開示例中の6.において、開示を行なう会社は、匿名組合出資及び貸付を、行なっているが、これらは、一般的な投資、営業活動と概ね変わらないものと思われる。コンバージェンスの観点も踏まえ、米国会計基準におけるVIE判定（リスクの過半又は利益の過半を享受する場合に主たる受益者（Primary Beneficiary）に該当する）に類する判断基準を考慮するなどして、開示該当例を重要且つ特別なものだけに絞るように開示基準、開示例について再検討願いたい。

5.開示対象特別目的会社と子会社ではなく開示対象特別目的会社に該当しない会社との区分における明確な判断基準について

第9項の図にあるように（2）と（3）の区分が明確に判定しにくい場合もあると思われるため、具体的な個別事例についてQ&A形式による対応を検討いただきたい。

（例えば、有限責任中間法人などの議決権を保有しない法人を通して基金を拠出しているようなスキームについても支配力基準に基づき（3）に該当するものとして扱うことで問題がないのかどうかなど判断が明確に判定しにくいケースがあると思われるため。）

以 上